

## 「とっとり安心ファミリーシップ制度」と連携した利用できる・利用しやすくなる行政サービス

令和5年10月1日時点

自治体名
江府町

### (注意事項)

- ・各サービス等を利用するためには届出受理証明書又は携帯用カードの提示等のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・一部のサービス利用においては、届出受理証明書又は携帯用カードの提示が不要な場合があります。

No.	行政サービス等の内容	証明書の提示方法等	担当課 (電話番号)	留意事項等
1	町営住宅への入居	①受理証明書(携帯カードを含む。)を提示	住民生活課 0859-75-3223	町営住宅にパートナーと入居申請ができる。
※その他の行政サービス等については、十分な検討を要するため、令和5年12月末までに方針を決定する。				